



**【通所介護】**

**口腔機能向上加算  
算定のガイドブック**

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 口腔機能向上加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- 口腔機能向上加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- 口腔機能向上加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6～7
- 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 8～21
- 口腔機能向上加算の留意点・・・・・・・・・・ 22～23
- 口腔機能向上加算のQ&A・・・・・・・・・・ 24～32

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。  
ございます。

本資料は口腔機能向上加算について、  
算定に向けた前提となる情報を把握する  
ために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公  
表されている最新情報をもとに、所轄  
官庁へお問い合わせいただきますよう  
何卒宜しくお願い致します。



# 口腔機能向上加算とは？

口腔機能向上加算とは、口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して実施する**口腔機能向上の取り組みを評価する加算**です。

令和3年度の介護報酬改定では、LIFEへのデータ提出とフィードバックを活用することによるケアの質の向上を評価する口腔機能向上加算（Ⅱ）の区分が新設されました。

通所介護では、「口腔機能」や「栄養」に係る取り組みを評価する加算が注目されています。「口腔機能」や「栄養」に関連する加算として、口腔機能向上加算をはじめ、「口腔・栄養スクリーニング加算」、「栄養改善加算」、「栄養アセスメント加算」など、事業所の取り組み状況に応じて取得できる加算の種類が異なります。

口腔機能向上加算の算定要件と合わせて、これらの加算との併算定についても把握しておくのが良いでしょう。

# 口腔機能向上加算の単位数

加算の区分	単位数
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位/回（月2回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位/回（月2回を限度）

## 【参考】

- 対象の利用者が20人、1人あたり月2回実施した場合  
 $20人 \times 2回 \times 150単位 \times @10円 \Rightarrow 月6万円$
- 対象の利用者が20人、1人あたり月2回実施して、LIFEを活用した場合  
 $20人 \times 2回 \times 160単位 \times @10円 \Rightarrow 月6万4千円$

# 口腔機能向上加算の算定要件

## 口腔機能向上加算（Ⅰ）の算定要件

- 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置していること。
- 利用者の口腔機能を利用開始時に把握していること。
- 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- 口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員が口腔機能向上サービスを行っていること。
- 利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 評価の結果について、担当の介護支援専門員、主治医、主治歯科医に情報提供すること。
- 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

# 口腔機能向上加算の算定要件

## 口腔機能向上加算（Ⅱ）の算定要件

- 口腔機能向上加算（Ⅰ）の算定要件をすべて満たすこと。
- 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を「LIFE」を用いて厚生労働省に提出していること。
- サービスの質の向上を図るため、「LIFE」への提出情報及びフィードバック情報を活用し、PDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## 加算を算定するまでの一連の流れ

①専門職（言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員）の配置

②所轄官庁への届出

③利用者へ加算の算定について説明、同意

④口腔機能の把握

⑤口腔機能改善管理指導計画の作成

⑥利用者・家族へ計画書の説明、同意

⑦口腔機能向上サービスの実施

⑧口腔機能の定期的な評価

⑨LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用

口腔機能向上  
サービス



# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ①専門職（言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員）の配置

言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員のいずれかの専門職を、『通所介護の従業者』として配置することが必要になります。

### 【専門職の配置のポイント】

- 委託での配置では、要件を満たすことができません。
- 通所介護の従業者として配置した専門職は、適切な業務量が確保できている場合、他の職務との兼務が認められています。

※『適切な業務量の確保』は、事業所の所轄官庁の判断によります。兼務で配置する場合は、その兼務の妥当性を所轄官庁の担当者に確認しましょう。

### 【専門職の配置における他の職務との兼務の例】

- 基準人員の看護職員との兼務
- 基準人員の機能訓練指導員との兼務

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ②所轄官庁への届出

口腔機能向上加算を算定するためには、所轄官庁へ以下のような書類を届け出る必要があります。

### 【提出書類の例】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 専門職（言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員）の資格証の写し

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ③利用者へ加算の算定について説明、同意

重要事項説明書には、加算について記載する欄があるので、口腔機能向上加算について記載し、内容を利用者・家族へ説明し、同意を得ることになります。

【重要事項説明書の記載例】

加算	単位数	算定回数等
入浴介助加算（Ⅰ）	〇〇単位	1日あたり
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	〇〇単位	1月あたり（3月に1回）
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	〇〇単位	1日あたり
ADL維持等加算（Ⅰ）	〇〇単位	1月あたり
口腔機能向上加算	〇〇単位	1回あたり（1月に2回まで）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	〇〇単位	1回あたり
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	〇.〇%	1月あたり
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	〇.〇%	1月あたり

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ④-1 口腔機能の把握

口腔機能向上加算の対象者は以下のいずれかに該当する利用者です。

- 認定調査票の嚥下、食事摂取、口腔清潔のいずれかの項目において「1」以外に該当する
- 基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）（14）（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する
- その他口腔機能が低下している、またはそのおそれがある

上記に該当する利用者の利用開始時に、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき課題の確認・把握（スクリーニング・アセスメント）を、『口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）』の項目に沿って行います。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ④-2 口腔機能の把握の項目

口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）の基本情報の項目は以下のようになっています。

氏名（ふりがな）	
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和      年    月    日生まれ    歳
かかりつけ歯科医	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
入れ歯の使用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
食形態等	<input type="checkbox"/> 経口摂取 <input type="checkbox"/> 常食 <input type="checkbox"/> 嚥下調整食（ <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 1 j <input type="checkbox"/> 0 t <input type="checkbox"/> 0 j） <input type="checkbox"/> 経腸栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養
誤嚥性肺炎の発症・罹患	<input type="checkbox"/> あり（発症日：令和    年    月    日） <input type="checkbox"/> なし

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ④-3 口腔機能の把握の項目

口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）のスクリーニング、アセスメントの項目は以下のようになっています。

口腔衛生状態	口臭 歯の汚れ 義歯の汚れ 舌苔	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない
口腔機能の状態	食べこぼし 舌の動きが悪い むせ 痰がらみ 口腔乾燥	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 分からない
特記事項	<input type="checkbox"/> 歯（う蝕、修復物脱離等）、義歯（義歯不適合等）、歯周病、口腔粘膜（潰瘍等）の疾患の可能性 <input type="checkbox"/> 音声・言語機能に関する疾患の可能性 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑤-1 口腔機能改善管理指導計画の作成

把握した利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき課題に対して、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、取り組むべき事項を記載した『口腔機能改善管理指導計画』を作成します。

### 【口腔機能改善管理指導計画のポイント】

- 口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）に沿って作成する。
- 通所介護計画の中に、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を記載する場合は、口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができる。
- 作成した口腔機能改善管理指導計画は、関連職種と調整を図り、居宅サービス（介護予防サービス）計画に適切に反映させる。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑤-2 口腔機能改善管理指導計画の作成

口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）における口腔機能改善管理指導計画の項目は以下のようになっています。

計画立案者	□ 看護職員 □ 歯科衛生士 □ 言語聴覚士
サービス提供者	□ 看護職員 □ 歯科衛生士 □ 言語聴覚士
目標	□ 口腔衛生 [ □ 維持 □ 改善 ( ) ] □ 摂食・嚥下機能 [ □ 維持 □ 改善 ( ) ] □ 食形態 [ □ 維持 □ 改善 ( ) ] □ 音声・言語機能 [ □ 維持 □ 改善 ( ) ] □ 誤嚥性肺炎の予防 □ その他 ( )
実施内容	□ 摂食・嚥下等の口腔機能に関する指導 □ 口腔清掃、口腔清掃に関する指導 □ 音声・言語機能に関する指導 □ その他 ( )



# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑥利用者・家族へ計画書の説明、同意

作成した『口腔機能改善管理指導計画』は、利用者やその家族にその内容を説明し、口腔機能向上サービスの提供に関する同意を得る必要があります。



# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑦口腔機能向上サービスの実施

【サービス担当者（言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員）が実施すること】

- 口腔機能改善管理指導計画に基づき、介護職員他と共に、利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供する。
- 計画に基づいて、口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する実地指導を実施する。
- 利用者の心身の状況等に応じて、利用者の主治医・主治歯科医等の指示・指導を受ける。
- 介護職員他に対して、計画に基づいて個別または集団に対応した口腔機能向上サービスの提供ができるように指導・助言する。
- 介護職員他と共同して口腔機能向上サービスに関するインシデント・アクシデント事例等を把握する。
- 計画に実施上の問題点があった場合は、直ちに計画を修正する。
- 口腔機能向上サービス提供の主な経過を記録する。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑧口腔機能の定期的な評価

【サービス担当者（言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員）が実施すること】

- 目標の達成状況、口腔衛生、摂食・嚥下機能等の改善状況等を、計画に基づき概ね1ヵ月ごとにモニタリングし、評価を行い、記録する。
- モニタリングの結果、必要に応じて口腔機能向上サービス、計画の見直しを行う。
- 口腔衛生、摂食・嚥下機能等に関する解決すべき課題の把握（再アセスメント）を3ヵ月ごとに実施し、利用者の担当介護支援専門員・介護予防支援事業者等へ情報を提供する。
- 総合的な評価を行い、口腔機能向上サービスの継続・終了を利用者・家族に説明する。また、利用者の担当介護支援専門員・介護予防支援事業者等へ情報を提供する。
- 評価の結果、医療が必要だと考えられる場合は、主治医、主治歯科医、介護支援専門員、介護予防支援事業者、関係機関との連携を図る。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑨-1 「LIFE」へのデータ提出

口腔機能向上加算（Ⅱ）を算定するためには、厚生労働省の『LIFE』へデータを提出することが必要になります。

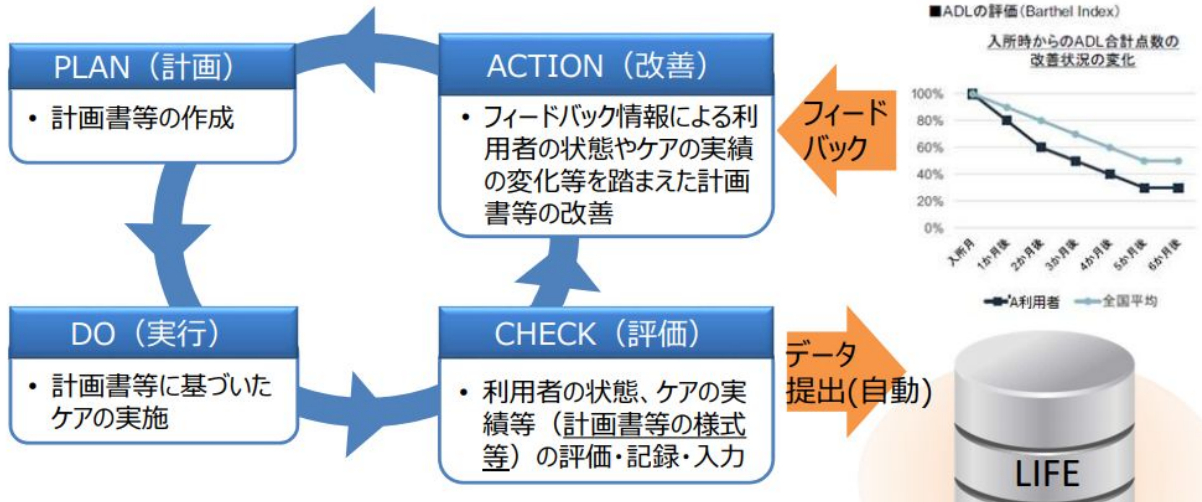
- 別紙様式8（口腔機能向上サービスに関する計画書）の「かかりつけ歯科医」「入れ歯の使用」「食形態等」「誤嚥性肺炎の発症・罹患」「スクリーニング、アセスメント、モニタリング」「口腔機能改善管理計画」「実施記録」の各項目に係る情報を、すべて提出すること。
- 「新規に口腔機能改善管理計画を作成した日の属する月」または「口腔機能改善管理計画の変更を行った日の属する月」の翌月10日までに、実施時点における情報のデータを送ること。
- 「それ以外の月にも少なくとも3月に1回」の翌月10日までに、前回提出時以降における情報のデータを送ること。

# 口腔機能向上加算を算定するまでの流れ

## ⑨-2 「LIFE」のフィードバック活用

『LIFE』のフィードバックを活用して、サービスの質の向上を図ることが求められています。

サービスの質の向上を図るため、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、計画に基づく支援の提供（Do）、支援内容の評価（Check）、評価結果を踏まえ、口腔機能改善管理指導計画の見直し・改善（Action）のPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。



※厚生労働省「科学的介護情報システム（LIFE）について」より画像引用

# 口腔機能向上加算の留意点

## 留意点①

- 口腔機能向上加算は、**3月以内の期間に限り、1月に2回を限度**として算定できます。ただし、3月ごとの評価の結果、引き続き口腔機能向上サービスが必要である場合には、引き続き算定することができます。
- 口腔機能向上加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定はできません。
- 口腔機能向上加算は、原則として口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）と併算定はできません。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニングの結果、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、併算定することができます。
- 口腔機能向上加算は、栄養スクリーニングに係る要件を満たしている場合の口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）とは併算定することができます。

# 口腔機能向上加算の留意点

## 留意点②

- 口腔機能向上加算（Ⅱ）において、LIFEへ情報を提出すべき月に情報の提出を行っていない場合、届出を提出し、情報を提供していない事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、加算を算定できません。

例) 4月の情報を5月10日までに提出を行っていない場合は、4月サービス提供分から算定ができない。

ただし、LIFEの対応の遅延等の理由により、データの提出に猶予が必要だと認められる場合、令和3年6月サービス提供分まで（提出期日は8月10日まで猶予）は、計画書を提出し、「できるだけ早期に提出」することで、加算を算定できるとされています。

### 【データ提出に猶予が必要な理由】

- 新規利用申請に係るはがきの発送が遅延
- ヘルプデスクからの回答がない又は解決に至らない
- 新たに事業所番号を取得する事業所等のため新規申請ができない

# 口腔機能向上加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問33

Q.

それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。

A.

御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、

- ①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、
- ②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。



# 口腔機能向上加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) 令和3年4月9日 問4

Q.

LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。

A.

・「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目（様式で定められた項目）についての評価等が必要である。

・ただし、同通知はあくまでもLIFEへの提出項目をお示ししたものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものをを用いることを求めるものではない。

# 口腔機能向上加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問131

Q.  
栄養改善加算及び口腔機能向上加算は、サービスの提供開始から3月後に改善評価を行った後は算定できないのか。

A.  
サービス開始から概ね3月後の評価において、解決すべき課題が解決されていない場合であって、当該サービスを継続する必要性が認められる場合は、3月以降も算定できる。  
なお、サービスを継続する場合であっても、アセスメント、計画作成、評価の手順に従って実施する必要があるが、課題解決に向けて効果が得られるよう、実施方法及び実施内容を見直す必要がある。

# 口腔機能向上加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問14

Q.

口腔機能向上加算を算定できる利用者として、「ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」が挙げられているが、具体例としてはどのような者が対象となるか。

A.

例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であっても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者、医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。なお、口腔機能の課題分析に有用な参考資料（口腔機能チェックシート等）は、「口腔機能向上マニュアル」確定版（平成21年3月）に記載されているので対象者を把握する際の判断の参考にされたい。

# 口腔機能向上加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問15

Q.

口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたって必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。

A.

口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。

# 口腔機能向上加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.2) 平成21年4月17日 問1

Q.

口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて判断するのか。

A.

歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書（歯科疾患管理料を算定した場合）等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。

# 口腔機能向上加算のQ&A

平成18年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成18年3月22日 問25

Q.

介護予防通所介護における運動器機能向上加算の人員配置は、人員基準に定める看護職員以外に利用時間を通じて1名以上の配置が必要か。また、1名の看護職員で、運動器機能向上加算、口腔機能向上加算の両方の加算を算定してもかまわないか。

A.

運動器機能向上加算を算定するための前提となる人員配置は、PT、OT、ST、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師のいずれかである。看護職員については、提供時間帯を通じて専従することまでは求めていることから、本来の業務である健康管理や必要に応じて行う利用者の観察、静養といったサービス提供にとって支障がない範囲内で、運動器機能向上サービス、口腔機能向上サービスの提供を行うことができる。

ただし、都道府県等においては、看護職員1名で、基本サービスのほか、それぞれの加算の要件を満たすような業務をなし得るのかどうかについて、業務の実態を十分に確認することが必要である。

# 口腔機能向上加算のQ&A

平成18年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成18年3月22日 問36

Q.

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の行う業務について、委託した場合についても加算を算定することは可能か。また、労働者派遣法に基づく派遣された職員ではどうか。

A.

口腔機能向上サービスを適切に実施する観点から、介護予防通所介護・通所リハビリテーション事業者に雇用された言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員（労働者派遣法に基づく紹介予定派遣により派遣されたこれらの職種の人を含む。）が行うものであり、御指摘のこれらの職種の人々の業務を委託することは認められない。（なお、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算についても同様の取扱いである。）

# 口腔機能向上加算のQ&A

全国介護保険担当課長ブロック会議資料Q&A 平成18年2月24日 問47

Q.

本来業務を行う看護師は、機能訓練指導員を兼務できることとなっているが、口腔機能向上加算の算定要件としての看護師も兼務することは可能か。

A.

それぞれ計画上に位置付けられているサービスが、適切に行われるために必要な業務量が確保できているのであれば、兼務は可能であり、口腔機能向上加算を算定することは可能である。